東 吾 妻 町 除 染 実 施 計 画

＜ 第 1 版 ＞

平成 24 年 5 月

群馬県　東吾妻町

東 吾 妻 町 除 染 実 施 計 画

＜ 第 1 版 ＞

目　　次

１．除染等の措置等の実施に関する方針 1

２．除染実施計画の対象となる区域 1

３．除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域 4

４．除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壌等の除染等の措置 5

５．土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期 6

６．除去土壌及び除染に伴い発生した廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関する事項 7

７．その他の事項 8

１．除染等の措置等の実施に関する方針

群馬県吾妻郡東吾妻町は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能漏れによる汚染を除去する等の、環境の回復（除染）に取り組んでまいります。

また、当町では、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「特措法」といいます）に基づき除染に取り組み、長期的には追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト以下になることを目指します。

当面は、特措法の基本方針に従い、追加被ばく線量を年間１ミリシーベルト以下になることを目指しつつ、平成 25 年 3 月までを第 1 期として、子ども関連施設や公共施設を中心に除染を行います。

そのため今後も、きめ細やかなモニタリングを町内全域で継続して行い、地区ごとや施設ごとの空間線量や積算線量の傾向などを十分に把握し、「一つ一つの段階を追った作業工程から、どの程度、被ばく線量が軽減されるか」といった除染作業の手法や規模を検討し、より効果的で効率的な除染を行うこととします。

なお、除染の効果や進捗を踏まえ、本計画の内容や期間について、見直しを行うこととします。

２．除染実施計画の対象となる区域

町が主体となって実施した町内の空間線量率の調査に基づき、区域内の測定結果の平均が毎時 0.23 マイクロシーベルト以上である区域のうち、表１の区域を除染が必要な区域として本計画の対象区域とします。

（表１）

区域	空間線量率の範囲（μSv/h）	平均空間線量率（μSv/h）	除染実施計画の対象となる区域
東吾妻町大字郷原他古谷集落周辺	0.178～0.317	0.254	○

なお、上記の区域については、一つの集落（字単位ではなく居住区単位の集合）の区域となり、詳細は次頁の計画対象区域図面のとおりとなります。

1:120000

東吾妻町
N
W
E
S
林道北浦線
岩櫃山
岩櫃城跡
計画対象区域
古谷
郷原
東吾妻町大字郷原他
古谷集落周辺
辻・古谷線
神代杉
四戸
一般県道
郷原停車場線
田中
生原
新井

1:12000

また、上記以外の地区についても、改めて詳細測定を実施し、計画対象区域に設定するかを決定します。なお、「１．方針」に示すような、比較的高い空間線量が認められる地区や、子どもの生活空間などの除染については、詳細のモニタリングと除染を同時並行的に実施します。

３．除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域

除染は、２．に示す除染実施計画の対象となる区域内及び、詳細なモニタリングを町内全域で継続して行うことで新たに計画対象区域となる地区内については、以下の除染対象ごとに、以下の実施者が行うものとします。なお、優先的に除染を行う区域については、表２のとおり町が実施主体となり、民間事業者への委託なども検討しながら除染を行い、必要に応じて、町民の方、企業などの協力も要請しながら協働作業としての実施を検討いたします。

（表２）

除染対象	実施者
計画対象区域内の全ての公立小中学校・公立幼稚園、公立保育所	東吾妻町
計画対象区域内の全ての公立高等学校 ※１	東吾妻町・県
計画対象区域内の全ての公園　※１	東吾妻町・県
公共施設（集会所）等　※１	東吾妻町・県・国
通学路（側溝含む）　※１	東吾妻町・県・国
民有地（住宅）	東吾妻町　　※２
道路　※１	東吾妻町・県・国
生活圏隣接の森林	東吾妻町　　※２
民有地（農地）	東吾妻町　　※２

※１　「公立高等学校」、「公園」、「公共施設等」、「通学路（側溝含む）」及び「道路」は、具体的に除染する対象について、今後、国・県などと相談し定めることとします。

※２　自治会による除染活動を実施する場合には、町が線量低減化支援事業によりマスク、ゴム手袋や除染作業に必要な道具の配布など支援します。

４．除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壌等の除染等の措置

除染実施区域内で除染を行う際には、除染関係ガイドライン（平成 23 年 12 月　第１版）及びこれを踏まえて策定された環境省が定める放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱（平成 23 年 12 月 22 日付環水大総発第 111222001 号。平成 24 年 3 月 29 日改定。）の内容に則って除染を行います（除染対象と主な除染措置の内容は表３のとおり）。

（表３）

除染対象	内　容（下記から必要な措置を選択します）
小中学校、幼稚園、保育園	○ 屋上等の清掃、拭取り、ブラシ洗浄、高圧洗浄 ○ 雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等 ○ 側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去 ○ 庭等における表土等の除去 ○ 客土・圧密による原状回復 ○ 枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄 ○ 落葉の除去、除草
公立高等学校、公園、児童遊び場、スポーツ広場	○ 側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去 ○ 庭等における表土等の上下層の入替え、除去等 ○ 現場保管の際の残土による原状回復 ○ 枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄 ○ 落葉の除去、除草
公共施設	○ 屋上、壁面の清掃、拭取り ○ 雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等 ○ 側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去 ○ 枝葉の剪定 ○ 落葉の除去、除草
通学路（小中学校、幼稚園、保育園）	○ （路面）散水車及び清掃車によるブラッシング ○ （路面）手作業によるブラシ洗浄 ○ （路面）歩道洗浄、除草 ○ （側溝）泥等の掻き出し、除草 ○ （法面）除草
民有地（住宅）	○ 壁面等の清掃、拭取り ○ 雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等 ○ 側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去 ○ 枝葉の剪定 ○ 落葉の除去、除草

道路	○　（路面）散水車及び清掃車によるブラッシング ○　（路面）手作業によるブラシ洗浄 ○　（路面）歩道洗浄、除草 ○　（側溝）泥等の掻き出し、除草 ○　（法面）除草
生活圏隣接の森林	○ 枝葉の剪定、枝打ち ○ 落葉の除去、除草
農地（以下に掲げるものを除く）	○ 深耕プラウ等による鋤込み ○ 土面の踏圧、砕土、均平化 ○ 肥料、有機質資材、土壌改良資材等の散布 ○ 畦畔・農道の除草 ○ 水路の清掃、汚泥の除去
農地（永年性作物が栽培されている農地）	○ 樹皮の洗浄 ○ 枝葉の剪定、摘採後の深刈り、中刈り、台刈り、古い枝葉の除去 ○ 除草 ○ 水路の清掃、汚泥の除去

その際、除染が必要かつ合理的な範囲となるよう、該当敷地内の詳細な放射線マップを作成した上で線量の高いところを中心に、適切なメニューを選択して除染を実施することとします。

また、除染にあたっては、除去土壌等の発生抑制にも配慮します。

なお、除染の実施にあたっては、実施前に空間線量率を測定し、その結果が毎時 0.23 マイクロシーベルト未満であった場合には、当該地点の除染は実施しません。ただし、こうした区域においても局所的に空間線量の高いホットスポットについては適切なメニューを選択しての除染を実施することとします。

５．土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期

当町では、長期的に追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト以下になるように除染をしてまいりますが、当面、平成 25 年 3 月末までを第 1 期として、表 4 に示すスケジュールで除染に取り組みます。個々の施設の除染は、詳細な実施計画を作成し、作業期間を決めた上で除染を行います。

なお、平成 25 年 3 月の前に、除染の進捗状況を確認し、必要な場合は平成 25 年 4 月以降の除染の計画やスケジュールを見直します。

（表４）

除染対象	平成 23 年度	平成 24 年度
小中学校、幼稚園、保育所	■■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■■■■
公立高等学校、公園、児童遊び場、スポーツ広場など		■■■■■■■■■■■■■
公共施設	■	■■■■■■■■■■■■■
通学路		■■■■■■■■■■■■■
民有地（住宅）		■■■■■■■■■■■■■
道路		■■■■■■■■■■■■■
生活圏隣接の森林		■ ■ ■ ■ ■ ■
民有地（農地）		■■■■■■■■■■■■■

６．除去土壌及び除染に伴い発生した廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関する事項

除染に伴って発生する除去土壌等については、国が示した「除染関係ガイドライン」に沿って除染対象敷地（施設）内において保管した後、処分することとします。

（１）公共施設等　　原則として、その敷地内に仮置き保管とします。

（２）民地・宅地等　原則として、その敷地内に仮置き保管とします。

（３）道路、側溝等　原則として、町が地域の理解と協力のもと、数カ所に仮置き場を確保し保管とします。

また、特措法では、除染実施計画において「除染等の措置等の実施者及び除染等の措置等を実施する区域」が定められ（第 36 条）、除染実施者が除染実施計画に従って除染等の措置等を実施しなければならない（第 38 条）とされており、例えば、当町による土壌等の除染等の措置により発生した除去土壌（除去

土壌及び土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物（第 31 条)）については、当町が処分することになります。

なお、除去土壌等の保管の際には、「除染関係ガイドライン」に基づいて、それぞれの除染実施主体ごとに管理内容（保管方法、場所、量など）の記録をします。

７．その他の事項

（１）特措法における基本的な考え方を踏まえ、できる限り早急な除染を実施していく中で、除染の進捗状況や除染方法の技術開発、国や県の方針等により、適宜、計画期間の見直しを行っていきます。

（２）除染実施計画は、策定、計画内容、計画期間の見直しに伴い、その都度、公表していきます。

（３）子どもの生活環境に関連する公共施設等については、除染後も定期的に空間放射線量率を測定します。

（４）空間放射線量率の測定結果、及び、除染の実施状況や除染による効果については、広報誌やホームページ等で随時公表します。

また、本計画を推進するため、町の組織を強化するとともに、測定器貸与の継続や各種研修会の開催などの線量測定支援、専門家やボランティア派遣などによる作業支援の仕組みを構築し、地域一体となった推進体制を整備します。なお、事業者が町から受託して除染作業を行うことが想定されるため、作業員の被ばく（健康）管理の仕組みの整備などについても、事業者などと連携して検討を進めて参ります。

以　上